Newsletter
NO.1406 2014. 06.10

中国知的財産権の最新動向

北京銀龍は INTA の年次総会に参加しました

知財業界で毎年行われる会合の一つとして、第 136 回 INTA 商標年会 2014 年が中国の香港にて開催されました。弊所は出展企業として INTA 年次総会に初参加いたしました。

INTA 年次総会というプラットフォームを通じて、多数の国内外の知的財産権事務所、企業と様々な交流を行い、先日の中国商標法改正についての紹介については、多くの参加者から良い評価を頂戴することができました。

今回の INTA 出展により、北京銀龍を世界中の知財業界に宣伝及び紹介することができ、このことは国際業務拡張の第一歩になったと思っております。

重さ 3.5 キロの中国最小のコンピュータ登場

中国のスーパーコンピュータ開発企業である曙光公司が 5 月 18 日付にて発表した情報によると、国家ハイテク研究発展計画（863 計画）及び「核高基（重要電子機器、ハイエンドチップ、基礎ソフト商品）プロジェクト」の支援を受け、同社は国産プロセッサ「龍芯」を掲載した独自の知的財産権を持つ最小のコンピュータ「曙光龍騰Ｌ200」を開発した、と新華社が伝えた。

Ｌ200 は同社が開発したデスクトップ型・単一チャネル型のコンピュータで、中国が独自に開発したプロセッサ「龍芯 3Ａ」「龍芯 3Ｂ」を搭載した。同製品は中標麒麟、中標方徳などの国産デスクトップＯＳをサポートし、基礎的な枠組みからＯＳに至るまで、完全に独自の知的財産権を有している。

中国最少のコンピュータであるＬ200 は、高さが 30 センチ、幅が 9 センチ、奥行きが 32.6 センチのみで、重量が 3.5 キロと軽量であるため、業界最小と呼ばれている。

（情報発信源：人民日報ネット）

2014 年全国知的財産権宣伝週間がスタート

4 月 21 日午前 10 時、国家知識産権局・中央宣伝部などの 24 の部門が共同で開催した 2014 年全国知的財産権宣伝週間がスタートした。開幕式では、国家知識産権局局長の申長雨氏が映像挨拶をし、世界知的所有権機関（WIPO）のガリ事務局長から映像祝辞が送られた。

申長雨氏によると、2013 年の中国における発明専利出願件数は 82.5 万件に達し、PCT（特許協力条約）国際専利出願件数は世界第三位にあり、商標登録出願の件数は 188.15 万件、著作権登録は 84.5 万件、コンピュータソフトウェアの著作権登録は 16.4 万件、農業植物新品種出願件数は 1333 件、林業植物新品種出願件数は 1200 件を突破し、いずれも過去最高を更新したとのことである。ガリ氏は、中国は知的財産権の各分野においてともに突出した成績を収めているとし、世界知的所有権機関を代表して中国政府及び中国の知的財産権関連業務機関に心から感謝を示すとのことであった。

また、組織委員会の各部門は 60 余りのイベントを開催予定で、「2013 年中国知的財産権の発展状況」白書と『中国法院知的財産権司法保護状況（2013）』が発表されるほか、2014 年電子情報産業知的財産権ハイレベルフォーラムの開催、2013 年度『権利侵害海賊版打撃十大事件及び中国のソフトウェア正規版作業進展』白書の発表を予定している。

（情報発信源：国家知識産権局ネット）

『視聴覚的実演に関する北京条約』の批准に関する決定

2014 年 4 月 24 日 第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 8 回会議において、『視聴覚的実演に関する北京条約』（以下『北京条約』と称する）が採択された。『北京条約』は実演家の声及び姿に対する全面的保護する新たな国際規範であり、『北京条約』の効力発生後、中国の実演家は批准又は加入国において全面的保護を受けられるようになった。

2012 年 6 月 26 日、世界知的所有権機関は北京において、第三回視聴覚的実演の保護に関する世界知的所有権機関外交会議を開催し、『北京条約』を締結した。該条約は、主に「視聴覚製品」に固定された実演を中心に、実演家のために広範囲の権利を規定し、視聴的実演分野の全面的版権保護国際条約の空白を埋めた。また、本条約は、締約国のうち 30 カ国が批准書又は加入書を寄託後 3 ヶ月で効力が発生する。現時点で既に、中国を含む 72 カ国が当該条約を締結している。

（情報発信源：和訊網）

■中国専利法改正案において、故意侵害に対する懲罰的賠償制度の導入に期待

中国は専利法に対する新たな改正案を作成しているが、今回の改正は主に専利権保護を中心に行われている。今回の改正後、専利法は専利権侵害に対する懲罰的賠償制度を導入する見込みがあるとされている。

知的財産権の保護レベルを拡張するために、2011 年専利法に対する改正プロジェクトが始動した。今現在、商標法はすでに改正済みで、専利法及び著作権法は改正案の状況である。

今回の専利法改正は、専利権保護を中心に行うものである。立法部門は「補填原則」だけでは、悪意的権利侵害及び反復的権利侵害行為を抑制することができないと認識している。草案は、外国の懲罰的賠償制度を参考にして、専利権侵害の賠償金額を更に高める予定である。

現行専利法の賠償はまず「補填原則」に従い、つまり専利権者のすべての損失を補い、権利侵害側には懲罰性がない。改正後の専利法は、故意による専利侵害に対し、過程、規模及び損害結果によって賠償額を最高でも三倍程に高めること規定する見込みがある。

（情報発信源：中国法院網）

■ 2013 年中国法院典型的知的財産権事例 50 件の一つ（知的財産権民事事件）（前期の続き）

（三）商標権侵害紛争事件

20. 北京大宝化粧品有限会社と北京市大宝日用科学製品場、深せん市碧桂園化工有限会社との商標権侵害及び不正競争紛争審査事件（最高人民法院（2012）民提字第 166 号民事判決書）

21. 陝西茂志娯楽有限会社とドリームワークス・アニメーション社、パラマウント映画社との商標権侵害紛争上訴事件（北京市高級人民法院（2013）高民終字第 3027 号民事判決書）

22. 蘭建軍、杭州小指自動車補修科技株式有限会社と天津市小指自動車補修サービス有限会社、天津市華商自動車輸入部品会社との商標権侵害及び不正競争紛争上訴事件（天津市高級人民法院（2012）津高民三終字第 46 号民事判決書）

23. 広州市芳奈服飾有限会社と李菊紅との商標権侵害紛争上訴事件（江西省高級人民法院（2013）贛民三終字第 21 号民事裁定書）

24. グローバル社と青島際通文具有限会社、青島際通鉛筆有限会社、青島永旺東泰商業有限会社との商標権侵害紛争上訴事件（山東省高級人民法院（2013）魯民三終字第 32 号民事判決書）

25. 河南杜康酒業有限会社と汝陽杜康村酒泉酒業有限会社、河南世紀聯華スーパーマーケット有限会社との商標権侵害紛争上訴事件（河南省高級人民法院（2011）豫法民三終字第 194 号民事判決書）

26. 湖北十堰武当山特区仙尊醸酒有限会社と湖北神武天滋野生ぶどう酒業有限会社、武漢天滋武当紅酒業販売有限会社との商標権辛亥紛争上訴事件）湖北省高級人民法院（2013）鄂民三終字第 132 号判決書）
27. 広州飲食サービス企業集団有限会社と広州市西関世家園林酒家有限会社との商標及び老舗ブランド使用許可契約紛争上訴事件（広東省高級人民法院（2013）粤高法民三終字第 123 号民事判決書）
28. 北京王致和（桂林腐乳）食品有限会社と、桂林花橋食品有限会社との商標権辛亥紛争上訴事件（広西壮族自治区高級人民法院（2012）桂民三終字第 19 号民事判決書）
29. ルイ・ヴィトンと三亜宝宏実業有限会社宝宏ホテル、三亜宝宏実業有限会社、潘小愛との商標権侵害紛争上訴事件（海南省高級人民法院（2013）瓊民三終字第 80 号民事判決書）
30. 成都同徳福合川桃片食品有限会社と重慶市合川同徳福桃片有限会社、余暁華との商標権侵害及び不正競争紛争事件（重慶市第一中級人民法院（2013）渝一中法民初字第 273 号民事判決書）
31. 宜賓五糧液株式会社と江西精彩生活投資発展有限会社との商標権辛亥紛争上訴事件（四川省高級人民法院（2013）川民終字第 665 号民事判決書）
32. プラダ有限会社と陝西東方源投資発展有限会社、華商報社との商標権侵害及び不正競争紛争事件（陝西省西安市中級人民法院（2013）西民四初字第 227 号民事判決書）

（以下続く）

銀龍の実務代理コラム

著作権が商標異議復審事件と訴訟事件における主張（5）

問題の焦点 2：先願著作権の認定について

「新証拠」とは、当事者が審査手続きにおいて提出しておらず、訴訟手続きにおいて提出した証拠をいう。新証拠は 2 種類に分かれており、一種は新たに形成した又は正当な理由で審査手続きにおいて提出しなかった証拠であり、別の一種は正当な理由なく、審査手続きにおいて提出しなかった証拠である。

新証拠の採用問題について、法院内部にある程度の不一致がある。

一部の裁判官は訴訟段階の新証拠に対して採用すべきではないとしている。「中華人民共和国訴訟法」第 5 条の規定により、人民法院の行政事件に対する審理は、具体的行政行為が法に適っているか否かについて審査することである。つまり、商標行政訴訟事件は、被告の具体的行政行為の合法性について審査することであるので、被告の具体的行政行為被告が当該行政行為をする時に根拠とする証拠、及び行政行為の相手が商標審査段階に提出した証拠を根拠とすべきである。最高人民法院の『行政訴訟証拠の若干問題に関する規定』第 60 条第 3 項には、原告又は第三者が訴訟手続きにおいて提供したが、被告が行政手続きにおいて具体的行政行為の根拠としなかった証拠は、被訴の具体的行政行為が合法であると認定する根拠となれない、と規定されている。一部の裁判官は上記条項により、訴訟段階に提出されたすべての新証拠を一切採用しない。このようなやり方は機械的すぎると筆者は思っている。

別の観点は、訴訟段階の新証拠に対して、原則的には採用すべきでないが、実体公正及び行政効率の原則からすれば採用すべきであると認定している。前述の事例 2 及び事例 3 において、権利者は訴訟段階においても関連証拠を積極的に追加し、これら新証拠は事件の勝訴の要となった。

事例 3 において、二審裁判官は、権利者が提出した新たな使用証拠について以下のように論述した。『最高人民法院の行政訴訟証拠の若干問題に関する規定』第 59 条には「被告が行政手続きにおいて法定手続きによって原告

に証拠提供を要求し、原告は法により提供すべきであるが提供を拒否し、訴訟手続きにおいて提出した証拠は、人民法院は一般的に採用しない」と規定されている。ここから分かるように、人民法院は原告が行政訴訟段階に追加提出し、それが行政訴訟手続きにおいて提出していない証拠に対して、一切採用しないわけではなく、原告が提出すべきが提供を拒否する証拠だけを、人民法院は一般的に採用しない。採用すべきか否かについては、事件における挙証の難易度、挙証を怠る担当者の過失があるか否かなどの要素を考慮して、公平的、徹底的に矛盾紛争を和解させることを目的とするとともに公平を配慮すべきである。

Ｃ社が一審訴訟において追加提出した証拠はその商標審査段階に提出した証拠に対する補強証拠であり、挙証を怠る故意又は重過失がないので、それら証拠を採用しなければＣ社にとって不公平であり、紛争の徹底的な解決にも役立たない。⑥最終的に、北京市高級人民法院は我が方が訴訟段階において追加提出した「Chemiseal」商標を中国大陸において実際に使用したインボイス原本を採用し、これに基づいて「Chemiseal」商標が被異議申請前に既に一定の知名度を有していると認定し、これにより、当該事件を転換させる要となった。

事例２において、一審裁判官は、権利者が訴訟段階において提出した新証拠について、以下のように評論した。本件において、第三者が訴訟段階に提出した新証拠は被告に対し裁定を下す根拠ではないが、その証明の目的はその行政段階において提出した先願著作権を証明するための証拠を補強することであり、採用しなければ、当事者の権利に対し根本的な影響を与えることができ、故に本院は上記証拠を採用する。⑦前にも言及したとおり、これらの新証拠は、法院が B 社がその「B 図形」標識に対し先願著作権を有すると認定する要となった。

よって、訴訟段階においては、権利主張の側として、新証拠を積極的に収集し、提出すべきである。

□　中国語読解ゼミ　初中級クラス　通信講座の開設予定のお知らせ

2013 年 12 月から始まった第２期の初中級クラスの通学コースが、2014 年 4 月に終了いたしました。

その初中級クラスの通学コースに対応する通信コースを開講させていただきます。

『中国語特許明細書を読む。書く。』（以下、「テキスト」といいます）の全内容の解説、中国語公報のクレームの読解を行います。また、適宜、補充資料を用いて解説を行います。

【 対　象 】

中国語学習経験がゼロの方～中国語学習の中級者

【 概　要 】

配信される資料は、次のとおりです。

① 全 14 回、合計およそ 28 時間分の動画

② 11 の中国語公報のクレームの解説資料

③ 12 の補充資料

◆特典

通信コースお申し込みの先着 15 名様には、下記の書籍のうちの一方をプレゼントいたします。

□ 中国专利法详解（缩刷版）（9 冊分）

□ 专利授权其他实质性条件（6 冊分）

間もなく、下記のサイトにて告知を行う予定です。

http://www.dragonip.co.jp/sub26(semi).html

ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら、忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。

電話：００８６－１０－８２２５２５４７

ＦＡＸ：００８６－１０－８２２５０５６３　　E-mail：marketing@dragonip.com